

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表第二号の四 地球局の等価等方輻射電力の許容値（第32条の2関係）			別表第二号の四 地球局の等価等方輻射電力の許容値（第32条の2関係）		
周波数帯	仰角（ θ ） （注1）	等価等方輻射電力（注2）の許容値	周波数帯	仰角（ θ ） （注1）	等価等方輻射電力（注2）の許容値
1 2,025MHzを超え2,110MHz以下 5.85GHzを超え7.075GHz以下 <u>7.19GHzを超え7.250GHz以下</u> 7.9GHzを超え8.4GHz以下 12.75GHzを超え13.25GHz以下 14GHzを超え14.8GHz以下	0度以下 0度を超え5度以下	40デシベル 40+3 θ デシベル	1 2,025MHzを超え2,110MHz以下 5.85GHzを超え7.075GHz以下 <u>7.19GHzを超え7.235GHz以下</u> 7.9GHzを超え8.4GHz以下 12.75GHzを超え13.25GHz以下 14GHzを超え14.8GHz以下	(同左) (同左)	(同左) (同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
注1～4 (略)			注1～4 (同左)		
別表第二号の五 人工衛星局の電力束密度の許容値（第32条の6関係）			別表第二号の五 人工衛星局の電力束密度の許容値（第32条の6関係）		
周波数帯	仰角（ δ ） （注1）	電力束密度の許容値（注2）	周波数帯	仰角（ δ ） （注1）	電力束密度の許容値（注2）
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
			<u>14 15.43GHzを超え15.63GHz以下</u>	<u>0度を超え20度以下</u>	<u>-127デシベル（注6）</u>
				<u>20度を超え25度以下</u>	<u>-127+0.56（$\delta-20$）²デシベル（注6）</u>
				<u>25度を超え29度以下</u>	<u>-113デシベル（注6）</u>
				<u>29度を超え31度以下</u>	<u>-136.9+25log₁₀（$\delta-20$）デシベル（注6）</u>
				<u>31度を超え90度以下</u>	<u>-111デシベル（注6）</u>

14~21

注 1 ~20 (略)
(略)

15~22

注 1 ~20 (同左)
(同左)